水戸市広告掲出等審査基準

(趣旨)

- 第1条 この基準は、水戸市広告掲出等に関する要項(平成19年水戸市告示第160号。以下「要項」という。)第5条第1項の規定による広告掲出等の審査の基準について必要な事項を定めるものとする。 (基本的基準)
- 第2条 掲出等をする広告は、信用性及び信頼性が高いものでなければならない。 (広告掲出等の基準)
- 第3条 要項第2条第2項第7号に規定する別に定めるものは、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 次のいずれかに該当する者の広告
 - ア 行政機関からの命令、勧告等の処分を受け、改善を行っていない者
 - イ アに掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者
 - (2) 次のいずれかに該当する内容の広告
 - ア 誇大な表現、根拠のない表現又は誤認を招くような表現を用いたもの
 - イ 虚偽の内容を表示するもの
 - ウ 法令等で認められていない業種、商法、商品等を宣伝するもの
 - エ 国家資格等に基づかない者が行う療法等を宣伝するもの
 - オ 責任の所在が明確でないもの
 - カ 広告の内容が明確でないもの
 - キ 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又は商品若しくはサービスを推奨、保証、指定等をしているかのような表現を用いたもの
 - ク 専ら、性的好奇心をそそるもの
 - ケ 人権侵害,名誉毀損等のおそれがあるもの
 - コ 占い, 運勢判断等の非科学的又は迷信に類するもので, 利用者を惑わせたり, 不安を与えるお それがあるもの
 - サ 世論が大きく分かれているもの
 - シ 興信所,探偵事務所等の事業に関するもの
 - ス 債権取立て、示談引受け等の事業に関するもの
 - セ アからスまでに掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

(屋外広告に関する基準)

第4条 屋外に掲出する広告の内容及びデザインは、当該広告を掲出する地域の特性に配慮するとともに、街の美観を阻害するものであってはならない。

(広告媒体ごとの基準)

第5条 この基準に規定するもののほか、市長は、広告媒体の性質に応じ広告内容及びデザイン等に関する個別の基準を定めることができる。

付 則

この基準は、平成19年9月7日から施行する。

付 則

この基準は、平成19年10月17日から施行する。

付 則

この基準は、平成21年10月15日から施行する。

付 則

この基準は、令和6年8月29日から施行する。